



興福寺

平成21年12月 第6号

New

法テラス奈良法律事務所にスタッフ弁護士が着任しました。



あおき たかやす
青木 啓靖 弁護士

9月15日に青木啓靖弁護士が2人目のスタッフ弁護士として法テラス奈良法律事務所へ着任しました。法テラス奈良法律事務所は佐藤朋子弁護士とあわせて2人体制で業務を開始しています。

※「法テラス奈良法律事務所」は近鉄高天ビル4階へ移転しました。※

法テラス奈良 法律事務所
〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル4階
TEL 0503383-0514 / FAX 0742-24-3501
受付:午前9時～午後5時(平日)



法テラスの「スタッフ弁護士」になるきっかけは何ですか？

刑事事件に興味があったのですが、一般の法律事務所では、経営の観点から刑事事件に力を入れにくいという実情があり、刑事事件を中心に扱っている法律事務所は極めて少数でした。

そこで、経営を気にすることなく被疑者・被告人の権利を実現し、ひいては国民の自由を擁護したいと思い、刑事事件を本来的業務とするスタッフ弁護士になろうと思いました。

これからの意気込みをお願いします！

犯人でない人を処罰することのないようにするためばかりでなく、犯罪を犯した人が不当に重く処罰されることのないようにするためにも、弁護人の活動はきわめて重要です。「熱心弁護」の精神で、被疑者・被告人の権利を守りたいと思います。

また、資力の乏しい方の民事扶助事件を通じて、広く一般国民に司法サービスを提供し、「法の支配」を実現するための一翼を担うことができれば幸いです。



西岡職員(左)と青木弁護士→



奈良のご感想をお聞かせください！

実は、2年以上奈良市に住んでおりますので、すでに自分の生活の一部となっています。奈良は、静かなところや名所旧跡がある点が入っています。ただ、幹線道路が少ないのか、渋滞が多いのは大変です。

今のところ、奈良市と生駒市以外はほとんど行ったことがないので、他の市町村も回ってみたいと思います。

※ 法テラス奈良法律事務所は「国選弁護(刑事)」、「民事法律扶助制度」などへの対応を目的とした法律事務所のため、一般の方からの依頼にはお応えできない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

New

英語サイトを開設しました。

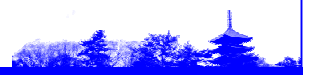


11月より法テラスホームページに英語サイトを開設しました。
英語サイトURL <http://www.houterasu.or.jp/en/>

法テラスコールセンターでは英語でのお問合せにもお答えしています。

0570-078374

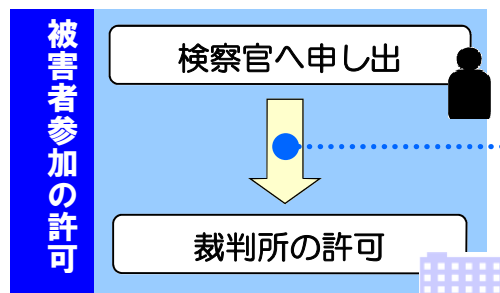
平 日:9:00~21:00
土 曜 日:9:00~17:00



被害者参加人のための国選弁護制度

2008年12月1日より施行された新しい制度で、経済的に余裕がない被害者参加人の方も、弁護士による援助を受けていただけるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

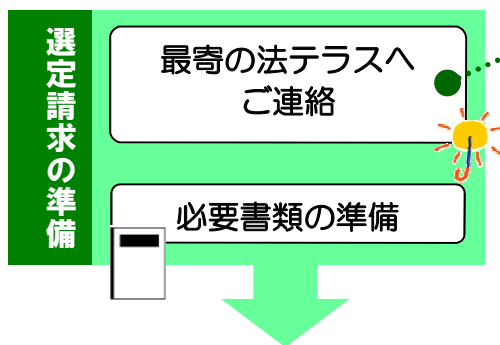
被害者参加人国選弁護士 選定までの流れ



POINT1 被害者参加人になる（裁判所の許可が必要です）

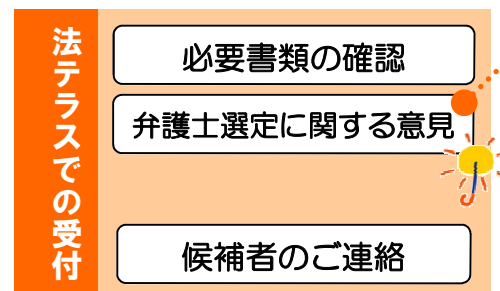
被害者参加国選弁護制度の利用には「被害者参加人」であることが必要になります。事件を担当する検察官を通じて裁判所に「被害者参加」の許可を得ましょう。

※裁判所の許可を得ることで被害者参加人として刑事裁判への参加が可能になります。



POINT2 法テラスへご連絡ください！

要件の確認や必要書類のご案内をいたします。必要書類は法テラスホームページからダウンロードすることも可能です。詳しくは右のQ&Aをご覧ください。

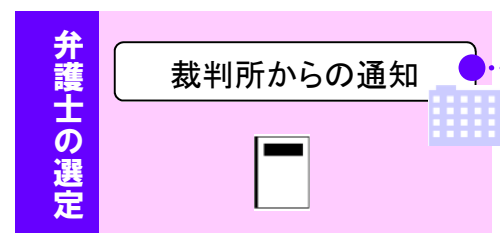


POINT3 弁護士に関するご希望を伺います。

選定請求の際に法テラスは、請求者に弁護士に関する意見を伺います。請求者の意見を参考に候補者を指名し、裁判所へ候補者通知します。

【弁護士選定に関する意見:例】

- ・既に民事法律扶助制度などで依頼中の弁護士を希望する。
- ・弁護士の性別等に希望がある。



POINT4 裁判所から選定結果の通知があります。

国選被害者参加人弁護士の決定は裁判所が行うため、選定結果は選定請求者へ裁判所から直接通知が届きます。



被害者参加人弁護士と直接連絡をとり、被害者参加に関する具体的な相談や打合せをする。

■ 制度に関する Q & A

Q1 誰でも利用できるの？

以下の2つに該当する方が利用できます。

- ① 被害者参加人であること。
- ② 流動資産が150万円未満であること。

※上記の150万円には犯罪被害を原因とした治療費などを考慮することができます。

Q2 どの法テラスへ請求をすればいいの？

請求は全国の法テラスで可能です。
(自宅、勤務先、事件現場や居所等の最寄の法テラスへご連絡ください)

例:裁判の管轄が他府県でも居住地の最寄の法テラスへ請求し、裁判の管轄地の弁護士を選定することも可能です。

Q3 選定請求にはどんな書類が必要？

- ① 選定請求書・資力等申告書(法テラスホームページからダウンロードできます。)
- ② 国選被害者参加弁護士の選定に関する意見
- ③ 刑事裁判への参加が許可されたことを記載した「通知書」(裁判所からの通知など)
※「被害者参加人」であることを確認するために必要です。
- ④ 本人確認のための公的証明書
(運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、パスポート など)

※ 詳しくは最寄の法テラスへお問合せください。



Q4 請求は法テラスの窓口でなければいけないの？

迅速に手続を進めるためにも法テラスの窓口で請求されることをお勧めしていますが、**郵送でも請求することができます。**その際も、事前に法テラスへご連絡ください。
必要書類や手続に関して事前にご案内を差し上げます。

※ 弁護士の選定手続を迅速に行うためにも事前のご連絡にご協力ください。※

※ 犯罪被害者支援に関するリーフレットをご用意しています。詳しくは次頁をご覧ください

□ 弁護士費用に関する援助制度のご案内

※ 利用には、それぞれ一定の要件などが あります。
詳しくは法テラスまでお問合せください。

1. 民事法律扶助制度

- ・損害賠償命令制度の利用
- ・示談交渉
- ・損害賠償請求(訴訟など)
- ・裁判所への保護命令申立など

2. 日弁連委託犯罪被害者法律援助制度

- ・被害届提出
- ・事情聴取同行
- ・少年審判傍聴付添い
- ・犯罪被害者等給付金申請など
- ・法廷傍聴付添い
- ・マスコミ対応
- ・告訴、告発

被害者参加制度をはじめとする各種制度に関するお問合せは法テラスへ！

犯罪被害者支援ダイヤル
なくことないよ

0570-079714

利用料:0円 通話料:全国一律3分8.5円
PHS・IP電話からは **03-6745-5601**
平日:9:00~21:00 土曜日9:00~17:00



「裁判員制度開始記念ポストカード」の販売協力を行っています！

裁判員制度の開始を記念して財団法人法曹会^{※1}よりポストカードが発行されています。

その収益金の一部は法テラスに、ご寄附いただけることになっているほか、ケースに法テラスのロゴマークを掲載していただくなどのご協力をいただいていることから、法テラスではポストカードの販売協力を行っています。

^{※1}法曹会:司法関係の出版事業等を行う公益法人

○ ポストカードについて

1セット150円(税込)

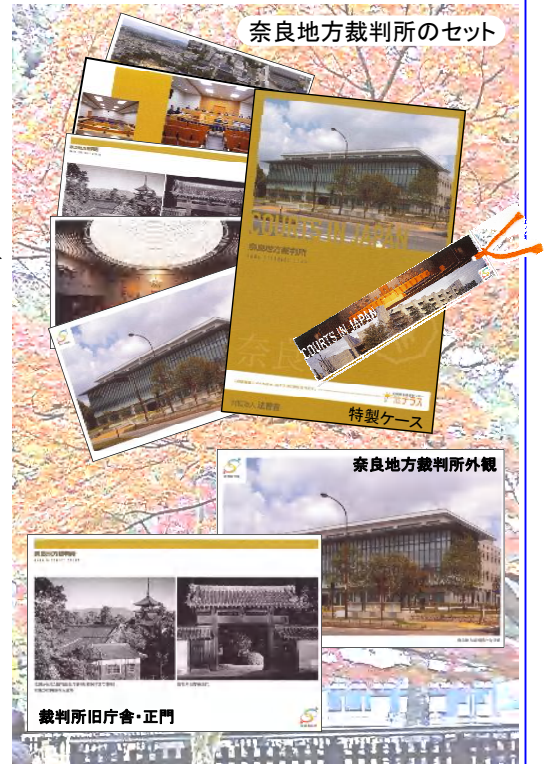
※特製ケース、ポストカード5枚としおり
(各地の裁判所外観・遠景・全景など)

法テラス奈良では右の奈良地方裁判所のセットを販売します

【販売店】

- ①各地の法テラス(窓口)、各地の裁判所売店など
- ②奈良県以外の地方裁判所セットをご希望の場合は下記へお問合せください。

(財)法曹会 担当:出版部(電話:03-3581-3953)



犯罪被害者支援に関するリーフレットのご紹介



法テラスでは法テラスのご紹介や、各種法的サービスや制度などのご案内のリーフレットを作成しています。

今回ご紹介するのは以下の3種類です。

- ①「法テラスの犯罪被害者支援の紹介」リーフレット
法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルや、弁護士費用の援助制度についてイラストを交えてご紹介しています。全国の地方事務所の連絡先についても掲載しています。
- ②③「犯罪被害者支援に関するQ&A」(犯罪被害者支援・DV)リーフレット
法テラスに寄せられたお問合せの中でよく聞かれるものを掲載しています。各窓口で利用者への情報提供や職員の方の閲覧用としてもご利用いただけます。

※ 各種リーフレットは無料で配布させていただきます。
必要部数を法テラス奈良までご連絡ください。

<http://www.houterasu.or.jp/nara>

法テラスの各種サービスはコチラから

日本司法支援センター 奈良地方事務所

法テラス奈良

営業時間：平日(9:00~17:00)



〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階
TEL 0503383-5450 / FAX 0742-24-3213

法テラスの法律事務所

法テラス南和 法律事務所

スタッフ弁護士:西木 秀和

〒638-0821 吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4階
TEL 0503383-0025 / FAX 0747-52-9179

法テラス奈良 法律事務所

スタッフ弁護士:佐藤 朋子
青木 啓雄

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル4階
TEL 0503383-0514 / FAX 0742-24-3501